

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、議案第3号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成27年第1回多度津町議会定例会におきまして、議案第3号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（案）の制定について、次の点で反対討論をいたします。

これからの教育委員会制度が大きく変えられ、多度津町の教育委員会を大きく再編する本条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により教育委員会の委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新教育長を設置し、その職務についての必要な事項を定めるものであります。そもそも教育委員会は、国や首長から独立した行政組織である点に最大の特徴があります。

ところが、今回の法改定により、教育委員長をなくし自治体幹部である教育長に教育委員長の役割も与えることにより、文字どおり教育委員会のトップに据えられます。

教育長は、今は教育委員会が任命し罷免もできますが、今後は首長が議会の同意を得て任命するようになります。

また、教育委員会は、教育長に対する指揮、監督の権限も奪われてしまいます。これらは教育委員会と教育長との関係を逆転させ、教育委員会を首長任命の自治体幹部である教育長の支配下に置きます。

そのため、教育委員会の独立性は大きく損なわれてしまいます。

さらに、今後は教育に関する大綱を首長が策定することとなります。

この大綱は政府の教育振興計画の基本的な方針を参酌してつくられますが、教育委員も教育長も大綱に則して教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならぬなどとされ、大綱を教育委員会に具体化させることとなります。また、例えば首長が大綱に学校統廃合を進める、愛国心教育を推進するなど、

どのような内容でも盛り込むことができるようになり、教育内容が首長と教育長の意向により左右されることが懸念されます。

ところで、教育とは、子供の成長、発達のための文化的な営みであり、教員と子供との人間的な触れ合いを通じて行われるもので、自由や自主性が欠かせません。

何をどう教えるかは関係する学問や教育学に基づく必要があるため、憲法のもとでは、政治権力による教育内容の介入、支配は厳しく戒められております。ところが、今回の条例改正により、国や首長が露骨に教育内容に介入する仕組みとなり、憲法に保障された教育の自由と自主性が侵害されてしまいます。教育委員会は政治的介入から教育の自由と自主性を守り、憲法と子どもの権利条約の立場に立った施策見解が求められてまいります。

さらに、教育委員は、保護者、子供、教職員、住民の不満や要求をつかみ、自治体の教育施設をチェックし改善するとともに、会議の公開、教育委員の待遇改善や支援、教育への見識や専門性を持つ人物の確保など、役割が実際に果たせる体制が必要でございます。

以上、述べた理由により、本条例案に反対を表明して討論いたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。